



# 熊本県公報

号外第20号

平成24年4月1日(日)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○熊本都市計画における市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(熊本県決定) .....	(都市計画課)	1
○熊本都市計画、植木都市計画及び城南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(熊本県決定) .....	(〃)	2
○熊本都市計画道路及び宇土都市計画道路の変更(熊本県決定) .....	(〃)	2
○熊本県都市計画道路の変更(熊本県決定) .....	(〃)	2
○熊本都市計画及び植木都市計画下水道の変更(熊本県決定) .....	(〃)	3
○宇土都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(熊本県決定) .....	(〃)	3
○宇土都市計画道路の変更(熊本県決定) .....	(〃)	3
○宇土都市計画下水道の変更(熊本県決定) .....	(〃)	3
○熊本都市計画事業の事業認可 .....	(〃)	4
○熊本都市計画事業の事業認可 .....	(〃)	5
○熊本都市計画事業の事業認可 .....	(〃)	5
○熊本都市計画事業の事業認可 .....	(〃)	5
<b>公 告</b>		
○熊本都市計画区域、宇土都市計画区域、植木都市計画区域及び城南都市計画区域の変更 .....	(都市計画課)	5
○宇土都市計画区域の変更 .....	(〃)	6
<b>登 載 依 頼</b>		
○熊本県議会議員の所属選挙区の決定 .....	(選挙管理委員会)	7

### 告 示

#### 熊本県告示第516号の4

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

##### 1 都市計画の種類

熊本都市計画における市街化区域と市街化調整区域との区分

##### 2 都市計画の変更に係る土地の区域

###### (1) 市街化区域に編入する区域

熊本市北区改寄町及び小糸山町の一部、植木町植木の全域、植木町大和、植木町鞍掛、植木町一木、植木町岩野、植木町広住、植木町山本、植木町滴水、植木町投刀塚、植木町鎧田、植木町舞尾及び植木町木留の一部、南区域城南町阿高、城南町下宮地、城南町宮地、城南町隈庄、城南町今吉野及び城南町舞原の一部、富合町榎津、富合町廻江、富合町御船手、富合町志々水、富合町小岩瀬、富合町杉島及び富合町清藤の一部

###### (2) 市街化調整区域に編入する区域

熊本市北区改寄町、小糸山町及び明徳町の一部、植木町伊知坊、植木町円台寺、植木町荻迫、植木町龜甲、植木町宮原、植木町古閑、植木町後古閑、植木町轟、植木町今藤、植木町舟島、植木町小野、植木町上古閑、植木町色出、植木町正清、植木町清水、植木町石川、植木町大井、植木町田底、植木町那知、植木町内、植木町富応、植木町平井、植木町平原、植木町平野、植木町米塚、植木町辺田野、植木町豊岡、植木町豊田、植木町味取、植木町有泉及び植木町鈴麦の全域、植木町大和、植木町鞍掛、植木町一木、植木町岩野、植木町広住、植木町山本、植木町滴水、植

木町投刀塚、植木町鎧田、植木町舞尾及び植木町木留の一部、南区城南町永、城南町高、城南町坂野、城南町出水、城南町赤見、城南町千町、城南町丹生宮、城南町築地、城南町沈目、城南町陳内、城南町塚原、城南町碇、城南町島田、城南町東阿高、城南町藤山、城南町六田及び城南町鰐瀬の全域、城南町阿高、城南町下宮地、城南町宮地、城南町隈庄、城南町今吉野及び城南町舞原の一部、富合町古閑、富合町菰江、富合町国町、富合町三拾町、富合町积迦堂、富合町上杉、富合町新、富合町西田尻、富合町大町、富合町田尻、富合町南田尻、富合町平原、富合町木原、富合町碓江及び富合町莎崎の全域、富合町榎津、富合町廻江、富合町御船手、富合町志々水、富合町小岩瀬、富合町杉島及び富合町清藤の一部

## 3 縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県告示第516号の5**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 1 都市計画の種類

熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本都市計画区域

## 3 縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県告示第516号の6**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 1 都市計画の種類

熊本都市計画道路 3・3・18号 南高江富合線

## 2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市南区南高江二丁目、南高江五丁目、南高江六丁目、南高江七丁目、八幡六丁目、八幡八丁目、八幡九丁目、八幡十丁目、元三町二丁目、元三町三丁目、川尻五丁目、川尻六丁目、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、富合町杉島、富合町小岩瀬、富合町廻江、富合町清藤、富合町志々水、富合町古閑、富合町田尻、富合町南田尻及び富合町三拾町の各一部

## 3 縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県告示第516号の7**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 1 都市計画の種類

熊本都市計画道路 3・1・1号 新南部四方寄線

熊本都市計画道路 3・3・12号 本荘犬渕線

熊本都市計画道路 3・3・17号 東町空港線

熊本都市計画道路 3・1・19号 弓削原水線

熊本都市計画道路 3・4・24号 広崎木山線

熊本都市計画道路 3・4・31号 麻生田三里木線

熊本都市計画道路 3・3・38号 新市街御船インター線

熊本都市計画道路 3・4・42号 大窪山下線

熊本都市計画道路 3・4・48号 鮎著町橋線

熊本都市計画道路 3・3・51号 菊陽空港線

熊本都市計画道路 3・3・55号 保田窪菊陽線

熊本都市計画道路 3・4・57号 武藏ヶ丘東境ノ松線

- 熊本都市計画道路 3・4・59号 新山境ノ松線  
 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
 変更なし  
 3 縦覧場所  
 熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県告示第516号の8**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
 熊本都市計画下水道 熊本北部流域下水道  
 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
 変更なし  
 3 縦覧場所  
 熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県告示第516号の9**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
 宇土都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
 宇土都市計画区域  
 3 縦覧場所  
 熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県告示第516号の10**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
 宇土都市計画道路 3・3・8号 新松原松山線  
 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
 宇土市三拾町、水町、新松原町、岩古曾町、花園町、立岡町、古保里町及び松山町の各一部  
 3 縦覧場所  
 熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県告示第516号の11**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
 熊本都市計画及び宇土都市計画下水道 富合公共下水道  
 熊本都市計画及び宇土都市計画下水道 宇土公共下水道  
 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
 変更なし  
 3 縦覧場所  
 熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県告示第516号の12**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・2・62号春日池上線
- 3 事業施行期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市西区春日一丁目及び春日三丁目地内  
使用の部分 熊本県熊本市西区春日一丁目及び春日三丁目地内

**熊本県告示第516号の13**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・2・62号春日池上線
- 3 事業施行期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市西区春日四丁目、春日五丁目及び池上町地内  
使用の部分 熊本県熊本市西区春日四丁目、春日五丁目、春日六丁目及び池上町地内

**熊本県告示第516号の14**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・25号熊本駅城山線
- 3 事業施行期間 平成24年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市西区田崎本町、春日二丁目、二本木二丁目、二本木三丁目、春日七丁目、田崎一丁目及び田崎二丁目地内  
使用の部分 なし

**熊本県告示第516号の15**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・29号上熊本法成寺線
- 3 事業施行期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市西区上熊本三丁目、池亀町及び池田四丁目地内  
使用の部分 なし

**熊本県告示第516号の16**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・3・9号池田町花園線、3・4・21号上熊本細工町線、3・4・28号戸坂花園線及び3・4・67号花園池亀線
- 3 事業施行期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市西区上熊本二丁目、花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目及び花園四丁目地内  
使用の部分 熊本県熊本市西区花園一丁目及び花園三丁目地内

**熊本県告示第516号の17**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・26号新町戸坂線
- 3 事業施行期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市中央区横手一丁目及び西区横手三丁目地内  
使用の部分 熊本県熊本市中央区横手一丁目及び西区横手三丁目地内

**熊本県告示第516号の18**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・2・2号新市街水前寺線及び3・4・36号出水町国府東水前寺線
- 3 事業施行期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市中央区白山二丁目、白山三丁目、国府一丁目及び水前寺一丁目地内  
使用の部分 なし

**熊本県告示第516号の19**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・5・45号上熊本弓削線
- 3 事業施行期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市中央区薬園町、妙体寺町、西子飼町、東子飼町及び子飼本町地内  
使用の部分 なし

**公 告****熊本県公告第185号の3**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、熊本都市計画区域を次のとおり変更する。

平成24年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画区域の名称 熊本都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域  
熊本市北区、東区及び中央区の全域  
西区池龜町、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、池田四丁目、池上町、沖新町、小島上町、小島下町、小島一丁目、小島二丁目、小島三丁目、小島四丁目、小島五丁目、小島六丁目、小島七丁目、小島八丁目、小島九丁目、春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目、春日四丁目、春日五丁目、春日六丁目、春日七丁目、春日八丁目、上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目、上高橋一丁目、上高橋二丁目、上代一丁目、上代二丁目、上代三丁目、上代四丁目、上代五丁目、上代六丁目、上代七丁目、上代八丁目、上代九丁目、上代十丁目、京町本丁、島崎二丁目、島崎三丁目、島崎四丁目、島崎五丁目、島崎六丁目、島崎七丁目、城山大塘一丁目、城山大塘二丁目、城山大塘三丁目、城山大塘四丁目、城山大塘五丁目、城山大塘六丁目、城山大塘七丁目、城山上代町、城山下代一丁目、城山下代二丁目、城山下代三丁目、城山下代四丁目、城山下代五丁目、城山半田一丁目、城山半田二丁目、城山半田三丁目、城山半田四丁目、城山薬師一丁目、城山薬師二丁目、新土河原一丁目、新土河原二丁目、新港一丁目、新港二丁目、高橋町一丁目、高橋町二丁目、田崎本町、田崎町、田崎一丁目、田崎二丁目、田崎三丁目、谷尾崎町、津浦町、出町、戸坂町、中島町、中原町、二本木一丁目、二本木二丁目、二本木三丁目、二本木四丁目、二本木五丁目、野中一丁目、野中二丁目、野中三丁目、花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目、花園四丁目、花園五丁目、花園六丁目、花園七丁目、稗田町、松尾町上松尾、松尾町近津、松尾町平山、八島町、八島一丁目、八島二丁目、横手一丁

3

城南町高、城阿合町、城南町宮、東富町、富合西江及  
城南町隈庄、城南町丹生、城南町南江、城南町迴水、  
城南町島田、城南町津、富合町志々富合町清藤、  
城南町富合町楓瀬、富合町三拾町、富合町杉島、  
城南町鰐瀬、富合町志々富合町杉島、富合町清藤、  
城南町赤見、城南町碇、富合町楓瀬、富合町志々  
城南町塚原、城南町陳内、城南町六田、城南町六田、  
城南町坂野、城南町永、城南町下宮地、城南町宮地、  
城南町今吉野、城南町阿高、城南町阿高、城南町隈庄、  
城南町築地、城南町沈目、城南町舞原、城南町舞原、  
城南町藤山、城南町古閑、富合町御船手、富合町国町、  
城南町大尻、富合町小岩瀬、富合町上杉、富合町新、  
城南町尻、富合町大尻、富合町田尻、富合町南田尻、  
城南町及び富合町莎崎の全域

#### 4 熊本都市計画区域から除外される土地の区域 なし

熊本県公告第185号の4

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、宇土都市計画区域を次のとおり変更する。

平成 24 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 1 都市計画区域の名称 宇土都市計画区域

## 2 都市計画区域に含まれる土地の区域

築籠町、椿原町、定府町、古保里町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、松原町、松山町、水町、南段原町及び門内町の全域  
宇土市岩古曾町字岩津、字潤川、字古閑前、字小無田、字野添、字深田、字前原、字八ノ坪及び字北原の全域

宇土市花園町字磯塚、字樽崎、字花園及び字妙見の全域

宇土市宮庄町字池田、字居屋敷、字北平、字須崎、字轟、字馬場下、字法泉寺平及び字山下の全域

宇土市石橋町字居屋敷、字上平、字円寿院、字下ノ平、字陣前、字端谷、字前田、字村下、字中尾谷及び字油林の全域

宇土市神合町字尾崎、字神山、字片宗、字栗崎下、字追ノ上、字追ノ前、字山王平、字總圖迫、字庄口、字城下、字塘下、字白山、字中田尾、字中坪、字中道、字端谷、字馬場下、字東屋敷、字坊屋敷、字前田、字水谷、字宮下及び字向峰の全域

### 3 新たに宇土都市計画区域に含まれる土地の区域

なし

### 4 宇土都市計画区域から除外される区域

熊本市南区富合町榎津、富合町廻江、富合町古閑、富合町菰江、富合町御船手、富合町国町、富合町三拾町、富合町志々水、富合町釈迦堂、富合町小岩瀬、富合町上杉、富合町新、富合町杉島、富合町清藤、富合町西田尻、富合町大町、富合町田尻、富合町南田尻、富合町平原、富合町木原、富合町磯江及び富合町莎崎の全域

### 登載依頼

### 熊本県選挙管理委員会告示第36号

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例（平成24年熊本県条例第39号）の施行に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第6条第1項の規定に基づき、熊本市中央区選挙区、熊本市東区選挙区、熊本市西区選挙区、熊本市南区選挙区及び熊本市北区選挙区に所属する熊本県議会議員を次のとおり定める。

平成24年4月1日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴田憲保

選挙区名	所属議員名
熊本市中央区 (定数4)	岩下 栄一
	大西 一史
	橋口 海平
	松岡 徹
熊本市東区 (定数4)	小杉 直
	馬場 成志
	氷室 雄一郎
	藤川 隆夫
熊本市西区 (定数2)	平野 みどり
	村上 寅美
熊本市南区 (定数3)	荒木 和幸
	鎌田 聰
	前田 憲秀
熊本市北区 (定数3)	井手 順雄
	城下 広作
	西 聖一